「法科大学院(法曹養成制度)の評価に関する研究会報告書」 に対してお寄せいただいたご意見

(平成23年1月12日~平成23年1月17日まで受付の14件。受付順)

31	1 前提の誤り
	法曹需要の増大という前提に誤りがあった。弁護士も職業である以上、採算性を
	度外視することは理想論はともかく現実には不可能である。ところが、法曹需要の
	増大と言うとき法曹の必要性のみが強調され採算性が度外視されている。これにつ
	いては、裁判官の増加、司法予算の拡充等予算配分、さらには印紙代、官僚型裁判
	官制度の見直し、訴訟制度改革等利用しやすい裁判所にするためのインフラ整備が
	不可欠であるが、これらの整備が不十分なまま弁護士のみが増加しており需要と供
	給において飽和状態に陥っている。
	さらに弁護士の定義の誤りもある。諸外国の弁護士が日本で言う隣接士業を含む
	ものであるにもかかわらず、日本の弁護士数を隣接士業を除いた純粋な弁護士数の
	み抽出したため、比較に恣意が入り込んだ。仮に比較対象国弁護士の業務範囲に相
	当する隣接士業を含め比較した場合、日本の弁護士数は必ずしも少なくはないので
	ある。
	また、審議会意見書の専門的事件に対する需要の増大については、弁護士が専門
	性を身につけるまでOJTが必要であることを無視している。法科大学院がこれに
	応えられないことは当然として、十数年のキャリアを積んで専門性を身につけるに
	は、弁護士が公的援助を受けない職業である以上、専門性を身につけるまで自力で
	稼ぐ必要があるが、需要と供給を無視した激増による就職難及び法科大学院におけ
	る金銭的負担がこれを困難にしている。加えて言えば、ここでいう法曹需要が単独
	で訴訟活動可能な「弁護士資格」を必須とするものなのか弁理士のように弁護士と
	共に訴訟活動可能な資格で十分なのか、それとも単なる「法律知識認定」で足りる
	ものなのか再検討すべきである(後者であれば法科大学院にて多額の金銭と時間を
	費やす必要はない)。
	2 大学の能力不足
	審議会意見書は、受験予備校への依存が法曹となるべきものの資質確保に重大な
	影響を及ぼすとしながら、法曹養成を法学専門教育の面で必ずしも十分でなかった
	大学に担わせている(矛盾である)。日本の学会は未だ教育面に対する評価が海外
	諸国と比べて低い。学部ですら十分な教育をできていない大学に実務教育を任せる
	など原始的に不可能であり、本来大学自身が質的転換を図らねばならないはずであ
	るが、それをせずに法科大学院に参入したことは大学自身の傲慢と評されても仕方
	がない。
	授業の質・教員組織についても同様である。大学の現実を無視した審議会の理念
	は、絵に描いた餅であり、本来であれば、大学改革を先行し、大学が法科大学院教
	育に相応しいと評価されて初めて法科大学院制度を導入すべきであった。また、実
	務家教員の充実についてもこれを十分に確保する能力のない大学に法科大学院を

受付年月日	No.	ご意見
		作らせるべきではなかった(文科省告示の実務経験教員2割は少なすぎる。実務教
		育の場であれば、最低8割とすべきであり、これを達成できないのであれば、法科
		大学院制度は時期尚早であった。)。
		このような厳格な基準も十分な準備もなしに法科大学院を設置させたことが法
		科大学院乱立の原因となっていることは深く反省されるべきである。
		3 多様な人材確保政策の失敗
		多様な人材の確保は、選抜制度をいじれば済むというものではない。多様な人材
		は、本来の就業があるのであり、これを辞して目指す価値がなければ法曹は目指さ
		ない。そうであるならば、方向転換のリスクを減らし、リターンを増やす必要があ
		るが、法科大学院の金銭的時間的負担、需要供給のバランス崩壊による就職難は、
		これに逆行するものである。(就職できなくても)単に合格者が増えればよいわけ
		ではないことは、このことから明白である。ときに不採算業務の人材不足から弁護
		士激増を叫ぶ者もいるが、ボランティアをする資格を得るために多額の金銭と時間
		を浪費する者がいるという発想自体、理想論に特化した論外の思想である。
		なお適性試験は全く無意味なので直ちに廃止すべきである。
		新司法試験については、受験回数は根拠がなく撤廃すべきである。
		 4 第三者評価は不可能
		第三者評価については、そもそも法曹は試験を経て資格を取得することが前提に
		なっており、試験合格率が低いにもかかわらず試験対策を過度に否定するなど構造
		的矛盾を抱えており機能不全に陥っている。その原因は、法科大学院の乱立、予備
		 校教育に対する誤解と自己の教育力の欠如を予備校に転稼する大学の傲慢さに&

5 改善の方向

改善の方向は数点ある。

まず、稚拙に導入された法科大学院制度は時間と費用の無駄であるので廃止すべきである。さもなければ、受験資格から法科大学院卒を外すべきである。質がある程度確保され採点者の確保の目処が立つのであれば、短答免除程度は与えても良いかもしれない。

弁護士を増大させる前に、裁判所改革、司法予算拡充など大幅なインフラ整備を 先行させるべきである。法曹人口のみ諸外国と比較し裁判所制度、司法予算を諸外 国と比較しないのはいかなる了見であろうか。

司法試験は、受験回数を撤廃し、需要に見合った合格者数とすべきである。理由は一部述べたが、加えれば、人材の流動性に乏しい我が国では、不合格者・未就職者の方向転換は現実的に大きな困難を伴うのであり、その者の人生を台無しにし人材の浪費に繋がる危険が大きい。これをやむなしとする者もいるが、市場原理主義から来る単なる形式論であり、そのようなことをすれば現実問題として社会不安・

受付年月日	No.	
2014 17411	- 100	国力低下に繋がり、なによりリスクの大きさが法曹を目指す多様な人材の確保に逆
		行することとなる。もちろん旧試でも同様な点は、不合格者については多少あった
		が、取得コストが少なく就業しながらの受験も可能であるぶん法科大学院制度より
		ベターである。
		なお、弁護士激増の目的が、弁護士業の特殊性を排除し、単なる一資格とするの
		であれば、資格取得コストと維持コストを下げるべきである。したがって、法科大
		学院を不要とすると共に弁護士会強制加入も廃止すべきである。そのうえで、司法
		予算を拡充し、公的活動のボランティア化を解消する必要があるであろう。
		法曹志望者に誤解がなきよう、この点についての政策選択を明確にすべきであ
		る。
2011. 1. 12	32	自分は法科大学院未修者コース1年、理系出身の純粋未修者であるが、法科大学院
		は他学部出身者にとって厳しい環境であると思う。
		まず、私の法科大学院は未修者コースの2年生は既修者コースに混じるシステムに
		なっているが、1年間で4年間法学部で学んできた人に追いつくのは大変難しいと感
		じる。
		未修者コースの1年で我が法科大学院は一通り基本7法を学ぶことにはなっている
		が全範囲を満足に教えてもらうことはできない。教授がその授業の学期の最初に「こ
		の授業ではこの法律の全てを教える時間がありませんので、部分的にピックアップし
		て教えます。」というような事を言うことが通常になっている。また、既修者に合流
		したあとも全てをやらないことは明らかである。結局法科大学院での授業では無理な
		カリキュラムにより新司法試験に必要な法律を一通り満足に学ぶことはできない。
		また、ある授業では「学部の授業では20回分くらいかけてやる内容なのですが、
		そこは時間がないので法科大学院では1回で終わらせます。」と教授が言っている授業があった。このような授業の仕方は無理がありすぎるのではないか。
		未がめつた。このような技夫の仕方は無连があり 9 さるのではないが。
		 そして、ソクラテスメソッドは効率が悪い。完全に未修者の者には厳しい授業形式
		であり、未修者にはまず基本的な事項をインプットすることの方が効率的に学習でき
		る、と思う。予習することが前提になるのはまだいいが、分からないと、教授が不機
		嫌になる。未修者コースに入ってくる法学部出身の人はある程度分かっているからそ
		れでもよいのかもしれないが、未修者にそのような精神的苦痛を強く与えられてしま
		うのは明らかである。
		・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
		そのような未修者が多くいるのは確かであるが、それを求めるのはまたナンセンスで
		はないか。社会人であるならギリギリまで仕事があるであろうし、他学部では卒業論
		文などが3月まで終わらないところだって少なくない。ならば、そのような前提を必
		要な状況にすべきではないと思われる。
		司法試験に受かっても就職が厳しいということをよく聞くが、その対策はちゃんと

受付年月日	No.	ご意見
		行っているのであろうか。 弁護士を増やすのであれば、裁判官、検察官ももっと増やすべきであろう。 また、他学部をもっと引き込みたいのならば、他学部の就職を有利にして欲しい。 未修者コースでも成績が良い人の多くは法学部出身である。また、2年生になって既修者コースに合流すると、未修者コース出身の者の成績はやはり下の方になってしまう。 教授などは卒業までに新司法試験が受かるレベルになればよい、とは言うが、法律事務所への就職活動の際にみられるのは、法科大学院時代の成績である。 既修者と無理矢理合流する制度により、他学部出身の未修者は成績が低いのが通常である。 しかし、就活でみられるのは、成績である。他学部出身というような事由についてはほとんど考慮されない。ならば、他学部出身の多くの人は良い場所に就職できない。このようなことがあるのに、他学部がたくさん入ってくると思うことの方がおかしいと思う。
		既修者と未修者は合流させない、もしくは合流しても成績の算定方法は既修者と未修者の差を考慮する。未修者コースには完全に法学部をいれないようにする。法学部を廃止する。 そのようなことをしなければ幅広い人材など集まらないと思われる。現在は法科大学院に入るリスクが高すぎる。
2011. 1. 13	33	法科大学院制度は廃止すべきである。
		法科大学院制度の失敗は誰の目から見ても明らかになっている。 多額の税金を注ぎ込む価値はない。 法曹養成のために不可欠の制度でもない。これまで裁判官、検察官、弁護士の資質に問題があったということではないはず。法科大学院を卒業することによって、何が変わるのかが全くもって不明確である以上、余分な制度というほかない。 もっとも、法曹人口激増政策の下で、旧来の試験制度では対応できないということであれば、法曹人口をまた元に戻せばよい。もともと年間2000人も3000人も必要がなかったことは昨今の状況をみれば誰の目にも明らかとなった。法曹養成には、人材とコストがかかるものであり、必要以上に養成するのは、無駄そのものであり、即刻、以前のやり方に戻すべきである。 法科大学院の廃止、及び司法試験合格者年間1000名、司法修習2年。なお、法科大学院制度は、明らかな失敗である。失敗であれば潔く諦めるべきである。法科大学院制度を廃止しても困る者はいない。 一部に法科大学院制度に固執する者がいるが、これはあくまで精神論的次元のものであり、ダムの建設中止とは明らかに異なる。 法科大学院制度には、ダム建設のように利権はないものと信ずる。利権がない以上、

受付年月日	No.	ご意見
		速やかに廃止すべきである。
		改善の余地などない。もともと一夜のうちに、大増員すること自体が無謀な計画で
		あった。日本全体の学力の低下が叫ばれているのに、何故、法科大学院だけがバラ色
		になるのであろうか。司法制度改革審議会の意見書では、人の痛みがわかる人間性豊
		かな法曹を養成するようなことが記載されていたが、何故、22歳を超えた成人にそ
		のような教育が施せるのか、そのようなことが可能であれば、小中高の教育に導入す
		べきであろう。所詮は、司法制度改革審議会意見書は、美辞麗句を並べていたにすぎ
		ない。
		そのような意見書にいつまでも固執すべきではない。
		利害があるとすれば学生である。入学金、授業料の返還は当然の前提であろう。し
		かし、そのような返還を行ったとしても、今後、注ぎ込む税金の額からすれば微々た
		るものである。
		これ以上、混乱を大きくしないためにも英断を望む。
2011. 1. 14	34	1 法科大学院制度は即刻廃止すべきと思います。
		2 法科大学院制度の目的
		(1) 多様な人材の確保に関し、法科大学院制度が完全に失敗していることは、既に
		多くの方が指摘されておられます。
		(2) 次に考えられる法科大学院制度の目的は、司法制度改革の際に謳われた、「あ
		まねく法的サービスを (過疎地も含めた) 日本の隅々にゆきわたらせること」 や、
		「裁判の迅速化」及び「敷居の高い法的措置の利用を、身近にすること」といっ
		たことにあるのかと思います。
		しかし、上記司法制度改革の目的と、法科大学院制度の導入は、よく考えれば
		すぐ分かることですが、なんら関連性を有しないものであり、そのような互いに
		関連性を有しないものを、強引かつ短絡的に結び付けたところに、法科大学院制
		度の大いなる誤りがあるのだと思います。
		ア 法的サービスを日本の隅々にゆきわたらせることを目的とするならば、過疎
		地に赴任する弁護士に対する何らかの経済的優遇措置を設ける等し、法科大学
		院制度に回している予算をそちらに配分したほうが、余程有意義です。
		イ 次に、「裁判の迅速化」という観点に関しては、これも多くの方が既に指摘
		されているとおりですが、裁判官の増員がまずもって必要とされることである
		と思います。新司法試験合格者弁護士が、法的素養、法的知識において劣るた
		め、単純な裁判官増員に賛成できないというならば、旧司法試験に合格した弁
		護士の中で、聡明かつ優秀な方を、柔軟に裁判官に登用する制度(法曹一元)
		を速やかに導入すればよいことです。裁判の迅速化と、法科大学院制度はなん
		らの関連性も有しません。
		ウ 法的サービスを身近にすること
		この点において、「2010.12.22 受付の NO.14」の意見を述べておられる、現
		法科大学院生の方の意見は、極めて正鵠を得たものと思います。というのも、
		弁護士業務においては、書面作成能力(試験における答案作成能力)の重要性

受付年月日	No.	ご意見
		もさることながら、いかに依頼者のために尽力し、細かい言い分・事実をつか
		むかということが、非常に重要であるからです。しかしながら、依頼者のため
		に尽力する姿や、交渉におけるスキル・駆け引きの術といった書面を離れた行
		動・能力を学ぶのは、実務修習・日々の弁護士業務の中においてのことであり、
		このようなことは到底法科大学院で学べることではありません。
		また、法律事務所への敷居の高さというのは、弁護士業務におけるサービス
		面の重要性を各弁護士が認識すれば済むところです(ただし、弁護士は専門職
		であるため、サービス(ここでいうサービスは、顧客に対する単なる融通性や
		営業的戦略性のみをいう。)の良さが、過重に評価の対象となってよいのか否
		かは、悩ましいところがあります。)。
		(3) 小括
		司法制度改革の目的と、法科大学院制度は基本的・原理的に関係がないため、
		司法制度改革と法科大学院制度を関連付けるのは、完全に間違いです。
		3 三振制度について
		法学部を卒業し、なおかつ一定期間司法試験の受験に専念していた方が、合格率
		の高い新試験に三回落第するのは、酷ですが、個人的には法的素養に欠けるものと
		評しうるのではないかと考えます。
		しかしながら、それまでになんら法学に触れたことがない未修者の方が三回落第
		されたからといって、その方々を法的素養がないとするのは不合理と考えます。と
		いうのも、法律試験においては、暗記・知識の集積が重要な要素を占めるのは否め
		ないからです。「法律は暗記ではなく理解」などと言いますが、そのような意見こ
		そ短絡的です。法律には、数学のように定量的な絶対解や普遍的理論があるわけで
		はなく、そもそも法律の勉強は、誰かが考えた通説や判例の一応の理屈を理解し、
		暗記することからはじまるものだからです(このことは、三平方の定理は100万
		年経っても変わりませんが、法律の条文そのもの、及びそれを解釈する通説・判例
		が時代とともに変遷することからも明らかです。)。わずか三年で試験に合格された
		未修者の方には敬意を表さざるを得ません。
		4 新司法試験合格者弁護士が劣るか否か
		一概には論じられないと思います。わたしの限られた経験の中でも、旧司法試験
		合格者弁護士においても訴訟前の交渉段階から頓珍漢や完全に誤った法的見解の
		表明を繰り返し、無茶苦茶な法的構成をもって、訴訟に臨む弁護士等が、複数見受
		けられたからです(当然完全及びほぼ完全勝訴します。)。
		そもそも旧試験合格者弁護士が評価するのは客観性に欠け、これについては、ク
		ライアントが評すべきことでしょう。
		5 法科大学院制度のその他の弊害
		そもそも法科大学院の学生選抜基準が極めて不透明であることです。
		不透明または恣意的な基準で、法科大学院の入学者が選抜されていることは、多
		くの法科大学院受験者が指摘されておられることであり、このことは法科大学院卒
		業者に法曹資格の獲得を制限していることに加え、さらなる不透明な制限を課すも

受付年月日	No.	ご 意 見
		のであって、重大な問題であると思います。
		6 修習生の就職問題、さらにそれが及ぼす修習への弊害について
		これは、法科大学院制度とは直接の関係がなく、おもに大増員に起因するもので
		すが、周辺事情として、申し上げます。修習生の就職問題は、増員にとどまらず、
		採用形態にも問題があります。多くは、公募をかけず、修習地の修習生のなかから、
		「気に入った」者を採用するからです。大都市においても(具体名をあげてもいい
		くらいです。)、公募をかけず、その地域の修習生を優遇採用する都市が多々ありま
		す(某政令指定都市の同期弁護士に聞いたところ、その都市では、就職の決まらな
		い修習生に、面倒見役の弁護士が複数つき、就職の面倒をみるそうです。地方修習
		をしている修習生が多大な交通費や時間を費やし、就職先を探しているのに、自分
		 で就職先も見つけられない程度の修習生に、いったい何をしているのでしょう
		か。)。この閉鎖性には理解に苦しむところであります。
		修習は、民事・刑事裁判官、検察官、弁護士という法曹3者のそれぞれの考え方、
		 仕事ぶりをじっくりと学ぶことができる極めて貴重な機会であるのに、期間短縮さ
		れたうえ、単に就職活動に労力の多くを奪われることになれば、修習制度とは一体
		何なのでしょうか。
		この点において、最高裁と、まったく連携が取れていないと思います。
		7 最後に
		 もとより、どのような制度も完全ではありませんが、以上のとおり、法科大学院
		 制度は余りにも不合理性・矛盾点が多くありすぎるものであり、この制度が完全に
		 崩壊していることが明らかであるとともに、この制度の導入は失政と思います。法
		 曹志望者の数が、著しく低下したことは、このことを雄弁に物語っているものであ
		│ │ り、法科大学院制度は、論ずる価値すらないものであると思います。法科大学院制 │
		 度の理念とはどのようなもので、その結果どうなったのでしょうか。「2011.1.8 受
		 付の NO.17」の行政官の方のご意見には、深い感銘を受けたことも申し添えます。
		 過ちを認めたがらない方は、素直に認めるべきです。即刻、法科大学院制度は廃止
		し、より多くの人間に、法曹への道が開かれた制度を、早急に具現化するべきであ
		ることを、一在野法曹として、具申いたします。
		以上
2011. 1. 14	35	1 現行の「5年間で3回」との受験回数は「法科大学院修了年度の翌年から10年」
		と変更すべきである。
		(理由)現行の制度のために受け控えする者が多いが,無駄である。受験回数制限の
		背景として、旧試験では受験勉強のために長期間費やすのが問題であるとの指
		摘があったが,それは個人差の問題と割切るべきである。
		一方,資料 17 によると,法科大学院修了者の翌年度非受験の割合が平成 21
		年には2割を超えているが,新試験の受け控えも病理現象といえる。
		結局、結果が出るのが遅い者もいるのであり、司法試験が長期に及ぶ者もい
		るのはやむなしと分析の上、受験回数制限をもうけるとしても、かなりの長期
		である 10 年にして,この間の受験回数は問わない形(例えば,この間 3 回しか

受験していなくても10年経てば失効にする)が妥当である。 2 司法修習は6か月に短縮すべきである。 (理由)法科大学院制度設計時は、司法修習が1年程度に短くなるので、その分法大学院で扱うとも言われたが、役割分担として不十分といえる。 一方、司法修習1年というのは、司法研修所で実務修習を含めて主体的なリキュラム編成をしているが、2年時代のものが尾を引いており、中途半端そしりは免れない。
(理由)法科大学院制度設計時は、司法修習が1年程度に短くなるので、その分法 大学院で扱うとも言われたが、役割分担として不十分といえる。 一方、司法修習1年というのは、司法研修所で実務修習を含めて主体的な リキュラム編成をしているが、2年時代のものが尾を引いており、中途半端
(理由)法科大学院制度設計時は、司法修習が1年程度に短くなるので、その分法 大学院で扱うとも言われたが、役割分担として不十分といえる。 一方、司法修習1年というのは、司法研修所で実務修習を含めて主体的な リキュラム編成をしているが、2年時代のものが尾を引いており、中途半端
大学院で扱うとも言われたが、役割分担として不十分といえる。 一方、司法修習1年というのは、司法研修所で実務修習を含めて主体的な リキュラム編成をしているが、2年時代のものが尾を引いており、中途半端
一方,司法修習1年というのは,司法研修所で実務修習を含めて主体的な リキュラム編成をしているが,2年時代のものが尾を引いており,中途半端
リキュラム編成をしているが、2年時代のものが尾を引いており、中途半端
そしりは免れない。
司法修習自体をなくす、希望制にする等の意見もあるが、実務に出る前に
員が集まって研修する意義はまだ失われていない。
結局、司法修習は6か月にし、実地修習は、裁判修習1か月、検察修習1
月,残り4か月は司法研修所で集合研修とする。実地の弁護修習で学ぶこと
 法科大学院のカリキュラムで取り上げることを基本にするので、なしとし、
合研修を再確認の場とする。
│
│
9月でみっちり学習できる機会を確保の上,救うようにする。
│ │
年議論になると思われるが,法曹育成コストの税金負担が国民の理解を得ら
と考える。
 格者数は,増やすべきとの議論になっても,毎年 200 人を限度にすべきである。
(理由)試験を実施してみて、人数ありきで合格点を大きく下げて合格させるわけ
たとしても,合格に値する人数は 2000 人程度で推移すると予測する。
2000 人の枠に入れない者は,翌年点数を上げる努力をするほかない。挫折
乗り越えその後の1年で実力を上げてくる例はよくあるのであり、結果的に
法曹の多様性の意味でも好ましいといえる。
予備試験はあくまで特別ルートであり, 縛りを受けるのは当然である。今
予備試験合格者が司法試験に1回で合格する確率は80%以上との結果が出る
もしれないが、それはそれであり、プロセス重視の法科大学院の意義が失れ
るものではない。
4 法曹人口増大と裁判官・検察官の人数について
多くの方が指摘するが,司法試験合格者 2000 人を超えているのに,裁判官・

受付年月日	No.	ご意見
		察官はそれに比例してはいない。司法制度改革審議会意見書では,裁判官増員にも
		触れているが、司法試験合格者数の関係で、各人数が示されなかったのが原因とい
		える。
		裁判官・検察官は,司法試験合格者の質に比べてはるかに高い質を要求している
		ようであるが,司法修習生のときは,「とても良い起案」が出来なくても,伸びる
		可能性に期待しても良いと考える。
2011. 1. 14	36	私は、旧司法試験で合格し、地方県庁所在地(中核市)において数年間の業務経験
		を有する弁護士です。
		法曹養成制度の問題点について, 私の主たる意見は他の多くの方々が述べておられ
		るところと重複いたしますので、以下には、他の方が余り述べておられない点を中心
		として述べさせて頂きます。
		1 意見の主旨
		法科大学院制度は廃止するか,少なくとも司法試験受験資格から外し(法科大学
		院への入学を任意とし), その上で, 旧司法試験もしくはこれに準ずる制度に復す
		るべき。また、司法試験合格者数は年間1000人程度を目処とし、需給に応じて
		柔軟に変更することが望ましい。
		2 現状の合格者数は,実需を遙かに超過している
		他の方々が詳述されているとおりですので紙面を割きませんが、実感として、弁
		護士の需要は司法制度改革が前提としていた水準を遙かに下回っており、現状既に
		飽和していると感じております。
		3 地方の司法過疎は既に解消している
		弁護士数の激増を図る根拠の一つとして, 地方における司法過疎が指摘されてい
		ました。しかし、既にゼロ地区(弁護士数がゼロの地裁支部管轄地区)は消滅して
		おり、ワン地区(1名だけの地区)がわずかに残るだけです。
		そもそも、日弁連の公設事務所制度や、支店開設を可能にする弁護士法人制度の
		創設により、ゼロワン地区は急減していました。
		今後、地方に弁護士を誘導するには、司法試験合格者総数を激増させて弁護士を
		オーバーフローさせ、食い詰めた新人弁護士を地方に追いやるという方法ではな
		く、地方に開業するインセンティブを充実させることの方が遙かに重要であり、有
		効であろうと考えられます。なぜなら、既に就職難が問題となっているのにワン地
		区が残っているのは、それだけのインセンティブがないことを如実に示しているか
		らです。すなわち、地方(県庁所在地ではなく司法過疎地)でも既に弁護士が飽和
		状態であり,現状以上の登録がない地域は,弁護士数が少なくとも同地の需要から
		すれば飽和していることを意味しているからです。それでも地方に登録を促すに
		は、開業と撤退を容易にさせるような制度(費用的支援や公的機関への転職保障な
		ど)の方が遙かに有効であることは明らかです。
		実感として、地方県庁所在地ではおそらく全都市で弁護士は飽和しており、より
		地方の過疎地においても、もともと弁護士需要が極めて低いことからすれば、需給
		は飽和状態にあると言えると思います。

受付年月日	No.	ご意見
		この点を補足すれば,そもそも,司法過疎地(端的に言えば僻地)にまで多数の
		弁護士を配置することは不必要であり無謀です。僻地は人口が少ないだけでなく企
		業も少なく,経済活動の規模が非常に小さいため,法律紛争の需要自体が高くあり
		ません。また、医師と異なり弁護士は、一刻を争うようなことが殆どありませんか
		ら、徒歩圏内に存在する必要は余りありません。利用機会が一生に一度あるかどう
		かという程度ですから, 県庁所在地や近隣都市まで出かけることもさほど不都合で
		はないとお考えの方も多いと思います。このような事情からすると、マスコミがい
		つまでも「地方における司法過疎」を強調し続けることには強い違和感を感じざる
		を得ませんし, 実態を反映しない抽象理念によって政策が形成されることは非常に
		不安を感じます。
		4 司法サービスの充実を図るには、弁護士の絶対数増加より、アクセスの向上がは
		るかに重要
		弁護士増員の根拠の一つとして、一般市民には弁護士の敷居が高く、弁護士数も
		少ないため、容易に利用できないという問題があると指摘されていました。
		しかし、弁護士が量的には飽和していると言える以上、利用を阻むものがあると
		すれば、それは心理的障壁と、弁護士アクセスの不良に他なりません。
		まず,心理的障壁という点について言えば,そもそも一般の方が弁護士を利用す
		る機会自体が一生に一度あるかどうかという程度なので、弁護士を身近に感じるこ
		とはなかなか困難なのではないでしょうか。これは弁護士数を増やしたからと言っ
		て解消するものではありません。物理的に多くとも、接する機会がなければ存在し
		ないも同然だからです。これを解消するには,学校教育やマスメディアの活動にお
		いて,(医療における早期診断・治療と同じく),紛争の予防や早期解決のために弁
		護士を積極的に利用することの重要性を周知させることが重要でしょう。
		また、アクセスの向上という点について言えば、弁護士費用の援助制度をより充
		実させることが重要です(そして、それを広報し周知させることが必要です)。現
		状でも法テラスの法律扶助制度がありますが、非常に報酬水準が低く弁護士が利用
		を敬遠するような状態ですし、費用償還制度が利用の足かせになっています。弁護
		士を増やして報酬水準を下げて弁護士の利用を促すような不毛な発想ではなく, 積
		極的に利用者の援助を行う発想に転換すべきです。
		5 現在の新司法試験制度は欠陥だらけであること
		まず, 法科大学院制度が前提となっているので, 合格者数の柔軟な変更ができず,
		法曹人口を需給に合わせて調整することが不可能です。
		すなわち、合格者数を増やせば弁護士数が過剰となり就職難や質の低下等の問題
		が生じます。また、合格者数を減らせば、合格率が下がり、三振者が急増するので、
		志望者が減少して法科大学院の経営を揺るがす上,優秀な人材が法曹を志さなくな
		り、法曹全体の質の低下が進むと考えられます。
		三振制度を廃止すれば、合格率がさらに急低下します。
		にっちもさっちもいかないのが現状です。法科大学院制度を撤廃しさえすれば、
		柔軟に合格者数を調整でき、このような問題は解消します。

受付年月日	No.	ご意見
		法科大学院を廃止しないまでも受験資格から外すことも有効です。法科大学院が自らの教育に自信を持っているのであれば、受験資格から外しても、多数が高度な教育を受けるために入学するでしょうから、何ら問題は無いはずです。また、三振制度により、多数の優秀な人材が、失業や不安定雇用を余儀なくされ、日本の将来にとって甚大な損害となっています。また、法科大学院には多額の補助金が投入されていますが(その相当部分が天下りの法科大学院幹部の報酬に消えているのではないでしょうか)、無為に失業者を生み出すだけであるとすれば、血税の壮大な浪費に他なりません。
		以上のとおりの理由で,上記「意見の主旨」のとおりに意見を申し述べる次第です。 以 上
2011. 1. 14	37	私が知る限りでは、ほとんど全ての法曹関係者(法科大学院の運営者・教員は含めない)の間で、法科大学院が歴史的大失敗であったことについて、コンセンサスがあります。(意見の違いがあるのは、どのようにして現在の制度を改善するのか、法科大学院を廃止するのか、受験資格を広く開放するのか、不良校をどうするか、合格者の数をどうするか、回数制限をどうするか、この制度の被害者に何らかの救済を与えるべきかといった各論に限られていると思います。) 報告書全体を読む限り、研究会も同じご意見であると理解しているのですが、ストレートに法科大学院制度は大失敗であったと報告書の一番最初に明記されておられ
		ないことが残念です。失敗であることを認める・認めさせることから改善はスタート します。
		旧試験の時代に旧試験合格者を出した実績がほとんど皆無の大学が母体となって設立された法科大学院が、許容できるレベルの合格率を達成できる可能性が極めて低かったことは、自明であったと思います。自校に出来ることと出来ないことの判断が全く出来ない(または出来ないことを知った上で学生に迷惑をかける法科大学院の設立を行った)大学とその運営者は、教育機関・教育者としての適性が著しくかけています。このような不良法科大学院は可及的速やかに廃校されるべきですが(もちろん学生の為の救済措置をとった上で)、それに加えて、法律以外の教育事業についても、教育機関として適性があるのか疑問がありますので、憲法の認める範囲内で可能な限りモニタリングがなされるべきかと思います。
		法科大学院入試試験の際に、受験生に対してリスクの開示が行われていなかったことも、大きな問題です。意見を既に述べておられる方々と重複しない範囲で当然記載されるべきリスクファクターを記載しますと: 1. 当校の関連校 ABC 大学は旧試験の時代にほとんど旧司法試験合格者を輩出していない。当校の新司法試験の合格率も、他校に比べて、著しく低くなる可能性がある。 2. 法科大学院を有しない大学の法学部は、大学レベルで学生の募集に困難をきたす

受付年月日	No.	ご意見
		可能性がある。その結果、当校の経営陣は、大学における学生の確保を重視するあ
		まり、当校が必要な教員、リソースを欠いていないかの判断に当たり、完全な客観
		性を有していない。
		金額の多寡に関わらず、金融機関は投資家に対してきわめて膨大なリスク開示を行
		 わなければなりません。法科大学院が一定の思惑をもって大学によって設立され、学
		生が極めて大きなリスクをとることになっている以上、大学院は誠意をもってリスク
		 の開示を行うべきだったと思いますし、これを慎重に検討すればそもそも法科大学院
		は設立できないということになったところも多いのではないでしょうか。
		人動力業 Lの辛日でよ
0011 1 14	0.0	金融弁護士の意見です。
2011. 1. 14	38	河井克行議員のブログコメント欄より
		http://www.election.ne.jp/10868/69950.html
		河合先生おっしゃるとおり、司法は既に崩壊しております。
		万難を排して、直ちに法改正して新司法試験と予備試験を、あらゆる受験資格を撤
		廃した旧司法試験様の試験に戻すべきです。
		新に予備試験を実施する余裕が有るならば、以前の永年法曹選抜で定評の有った旧
		司法試験の形式に戻さねば崩壊の傷はさらに広がるばかりです。
		ロー構想自体だましうちでなし崩し的に法制化したものです。
		その是正に万全を期す余裕は有りません。
		直ちに以前の健全な旧司法試験制度に戻して下さい。
		巨大掲示板である「にちゃんねる」でも多数意見です。参考に見て下さい。
		Posted by tokumeikibou at 2010/08/16 21:58:15
		向して、何开兄行議員のプログログログログログログログログログログログログログログログログログログログ
		もう、ローはそのままでいい。
		司法試験の受験資格を撤廃すればいいだけ。
		旧試にあった受験資格も撤廃すればいい。
		で新と旧のいいとこどりの新々司法試験にすればいい。
		あらゆる層から基本法律の理解度を公平に測る試験にすればいい。
		個人的には、択一のみで基礎知識測れると思う。
		旧試のように択一三科目だと、刑法のパズル問題や民法の択一肢丸暗記や憲法の国

受付年月日	No.	ご意見
		語問題のように法律の基礎知識習得とは離れるくだらない努力が必要になる。
		新試の長長文問題や融合問題では難解すぎて試験の客観性が失われている。
		マ(#34FA の 6Dがとその)とま(A TU のけなかせでい ロ ム) ~3A 4
		予備試験の一般教養や法曹倫理や実務基礎科目なんて論外。
		└ └ だから、新々試験では、択一 10 科目でもいい。但し、法律基礎科目のみ。
		条文や判例の細かくても基本的なところを出題すれば十分差がつく。
		過去問と同じ肢が出ることもない。
		- それで、足りなければ論文もすればいい。但し実務とかけ離れた試験対策が必要な:
		論文ではなく 100 字程度の記述式を課せばいい。これも一科目 5-10 問幅広く、細
		かくても知っておかなければいけない基本を問えばいい。そうすれば予備校も山が
		はれないし、テクニックも不要。
		口述なんて不要。人格やコミュニケーション力を見るというが、それこそ実務につ
		いてはじかれるから問題はない。学歴要件も同じく。
		¦ ├ 応用だ先端だ教養だ… や 地頭だポテンシャルだ上位ローがどうだとか、もうう・・
		んざりだ。
		シンプルに法律の基本的知識で優れてる、TOP レベルにあるものを選別すればい
		い。
		ロー卒だろうが、旧試組だろうが、高卒だろうが関係なく一発勝負で公平に選別す
		ればいい。
		択一と論文の日を別にすれば 5 万人だろうが 10 万人だろうが試験の実施は可能。
		Posted by 新々司法試験 at 2010/10/25 01:58:06
		1 05000 by 3/1/4 A/A/A/A at 2010/10/20 01-00-00
		(注:点線の枠囲みは、ご意見中のブログに投稿されたコメントからの引用部分を
		わかりやすくするため、総務省行政評価局が付したもの。)
		上記にも記載の掲示板にちゃんねるの検索小窓に「ロー 崩壊」「旧試」「予備試験」
		などと入力すれば過去ログの本音の活発な議論が参照できます。
		有識者という名の少数の利権保持者による研究会や審議会などでの空論よりもよ
		ほど現実的な意見が混じっています。
		今回の意見募集による一般からの意見を拝見しましたが、9 割がたロースクール制
		度への反対意見で非常に的を射た意見ばかりでした。
		ぜひこの声をいかしていただきたく思います。

受付年月日	No.	ご意見
2011. 1. 14	39	10 年ほど弁護士をしているものです。
		報告書を拝見している限り、法科大学院制度が歴史的失敗であったことが裏付けら
		れているように思われます。
		特に、志願者の減少は大きな問題だと思われます。法科大学院以前の旧試時代には、
		受験者は長らく3万人を超えていました。報告書の資料5で示された旧試の出願数が、
		大学入試センター志願者数に来年以降も移行しない場合、法曹の志願者は、年間8000
		名程度となってしまいかねません。
		法曹を目指す人を増やすことが前提の、法曹の増加ではなかったでしょうか。
		減少の大きな原因は、法曹になることの経済的なメリットの減少があると思ってい
		ます。
		そもそも、法曹人口を増加させる必要があるという議論の際に、その増加した法曹
		人口を養っていくだけのフィーを社会として支払うだけのコミットメントがあった
		のか、また、その議論があったのでしょうか。当時から疑問でした。経済的な面の議
		論が少なすぎます。
		果たして日本は、本当にもっとリーガルフィーを支払いたいのでしょうか?
		リーガルフィーは、自己防衛のための費用です。相手のことが信頼できなければで
		きないほど、自分をガチガチに守る必要があります。相手のことを信頼できるなら、
		特に守る必要がないのは当然です。
		親しい相手と付き合うことを基本としてきた日本人が、まったく人種もバックグラ
		ウンドも違う人を相手とするのが通常の欧米人ほどのプロテクションを必要として
		いるのでしょうか。
		法曹へのリーガルフィーをもっと払いたい、もっと払ってでも守りたい何かがあ
		る。払ってでもしたい何かがある。
		これが、法曹増加の根源的理由であるべきです。
		社会全体にそのコミットはあったでしょうか。
		同じ裁判での真実発見でも、現状の民事裁判の方法ではなく、米国のディスカバリ
		一制度を導入すれば、もっと、費用はかかりますが、実体的な真実が発見できるのか
		もしれません。今の10倍、100倍といった弁護士費用を支払っても、裁判でよりよい
		真実を発見したい、そういう体制がほしい、という要求は理屈上まったくあってもお
		かしくないです。
		もし、そういった要請が本当に存在するなら、ディスカバリー制度を入れると、ひ
		とつ、法科大学院卒業者の就職難民の解決策になると思います。
		この点も今後あわせて議論していただければと思います。
		なお、質の点は、どの仕事でも同じだと思いますが、特に天才的な要素は必要なく、
		相対的な差に過ぎない気がしています。なので、この点からのみ議論するのは、相当
		主観を排除して、事実を検証することができなければ危険だと思います。
2011. 1. 14	40	報告書20頁に「法曹需要が伸びず、弁護士の就職難の問題が生じてきており、競
		争原理だけでは解決できなくなってきている」との記載があります。就職難の問題の
		最大の原因は、不合格者も含め、就職活動時の年齢にあると考えます。すなわち、報

巫	NΤ	∽ n	-1/-	
受付年月日	INO.	_	意	兄

告書20頁で指摘されるように、「現行制度の下では、ストレートに法曹になっても26歳で、受験3回目で合格すると29歳、不合格となると30歳前後で就職先探しを始めるということになる」ことが、就職難の問題を一層深刻なものとしていると考えます。日本の企業等は、ポスドクの就職難でも明らかなように、専門性の高い人間よりも若く汎用性のある人材を好みます。法科大学院制度のお手本となった米国では、弁護士が企業等に就職することは当然の選択肢とされると聞きます。しかし、日本では企業等への就職は例外的な選択肢でしかないため、就職難が顕著な問題になっているのではないでしょうか。法曹資格取得者の能力面は試験で担保されておりますので、年齢が若ければ企業等は法曹資格取得者を採用し、就職難の問題は解消されると推測します。就職難が解消されれば、合格者数も自由に決定できるようになり、ひいては合格者数増大の問題や合格率の問題も自然と解消されると考えます。

現行の法科大学院制度および司法修習制度による拘束期間は長すぎます。未修者が基本形態だとすると、最短でも約5年(法科大学院3年、司法試験1年、司法修習1年)の期間拘束されることになります。優秀な人材、多様な人材は、このような長い拘束期間をきらい法曹界には参入しないでしょう。司法修習が無給となれば、なおさらのことと思われます。

ところで日本の失敗を踏まえ制度設計をした韓国では、日本と異なる形態で法科大学院制度が導入されています。このことは、法科大学院制度そのものが諸悪の根源とはいえないことを裏付ける一つの資料といえるでしょう。報告書20頁では、「多様な人材の確保といいながら、働きながら学ぶための夜間コースがある法科大学院は少ないなど、多様な教育の仕組みが保障されていないのではないか。」との意見が述べられていますが、数は少ないとはいえ、有職者を受け入れている法科大学院があることは評価されるべきです。むしろ問題は、専念義務を課し有職者を許容しない司法修習制度にあると考えます。新卒者においては司法試験の勉強を続けながら卒業と同時に就職することを困難にしますし、社会人においては入口(法科大学院)では多様な人材をうたい受け入れておきながら、途中(司法修習)で退職させキャリアを中断させるという理不尽があるように思います。また、専念義務を課しつつ無給で1年間拘束するという新制度は、資本主義社会の常識に反するように思われます。報告書では、専念義務の問題についての検討がなされておりませんが、この点についても研究して頂くことを切望します。

現行制度を非難するだけでは建設的ではありませんので、議論のたたき台となることを願い、私案を提示して意見を締めくくらせて頂きます。

<私案>

- 1. 専念義務のある司法修習を廃止する。単位制とし、実務経験を積みながら単位を 取得し、二回試験を受験することを可能とする(弁理士や公認会計士と同様ないし 類似の制度とする。)。
- 2. 司法試験は法科大学院在学中に受験可能とする。法科大学院卒業は司法修習の受講要件とする。

受付年月日	No.	ご意見
		3. 成績優秀者は1年で法科大学院を卒業することも可能とする(米国の LL.M. と類
		似の制度を設ける。学部を飛び級して2年で卒業することも可能とする。)。
2011. 1. 14	41	弁護士経験15年ほどの者です。以下に意見を述べます。
		1 弁護士需要の低さを直視すべし
		昨今の合格者の就職難は、ノキ弁や即独を大量に生み出すという、とんでもない
		異常な事態を生じさせています。その原因は、需要を大幅に上回る供給が存在して
		いることにあります。
		各地の単位会は合格者を救済するために、手を尽くして新人を受け入れてきましたが、ストナナを関盟になり、これが大力を関サルクグメディストは対
		たが、それももう限界になりつつあります。修習生の就職難は今後も酷くなり続け
		ることが確実であると予想できます。この数年の過払訴訟バブルで事件数の大幅な
		底上げがあるにも関わらず、一般民事の事件数は減少し続けています。日本の人口は次により、事件数はならに減少し続けるでしょう。
		減少とともに、事件数はさらに減少し続けるでしょう。
		従って、現在において2000人の合格者を必要とする需要は全く存在せず、将
		来においてはなけなしの需要も減り続けることが確実であるという現状を直視する。
		る必要があります。実際の弁護士の需要は現在においても、1000人に満たず、
		せいぜい800人位でしょう。
		ゼロワン地域を解消するために、弁護士を増やすべきであるという議論もありま
		したが、現実にゼロワンが解消された現在判明していることは、弁護士をいくら増
		やしても弁護士過疎地域の弁護士が直接増えることはなく、日弁連などの公設事務
		所で対応すべきであるということです。
		2 法科大学院は廃止すべし
		法科大学院を制度として維持していくためには、最低でも1500人以上の合格
		者を継続的に生み出し続けることが不可欠ですが、現場にはその需要はありませ
		ん。しかも今後は需要が減ることが確実で、増える見込みはありません。制度を維
		持するために必要な需要がなければ、その制度は無駄と言わざるを得ません。水の
		集まらない谷に巨大ダムは要りません。来年から全ての法科大学院の新規生徒の募
		集を停止して、法科大学院制度を3年以内に廃止すべきです。
		無理をして1500人から2000人の合格者を維持し続けても、就職難はより
		悪化し続けることは誰の目にも明らかです。就職難だけではなく、いったん弁護士
		になった者が廃業するという悲惨な事例も今後は確実かつ急速に増えて行くでし
		ょう。弁護士の仕事を続けられなければ、人生の中で最も大切な時期に投資した金
		銭、時間、労力が無駄になるという取り返しのつかない損失が生じます。これが「競
		争」であり、これが「淘汰」であるということでしょうか。
		このような競争による淘汰を大々的に肯定するのであれば、そのような不安定か
		つリスクのある資格を取得するために、法科大学院に多大な金銭、時間、労力を奪
		われることを正当化することはできなくなります。陳腐化した資格を取得するため
		に、法科大学院に行くことを求めることの合理性が失われます。仮に、競争を大々

受付年月日	No.	ご意見
		的に導入するという未来像を肯定するのであれば、法科大学院は真っ先に不必要か
		つ不合理な存在となります。
		以上のとおり、現状の合格者数を維持する場合にも、減少させる場合にもいずれ
		においても、法科大学院は廃止すべきです。
		3 受験参入制限は即時に撤廃すべし
		司法試験を受験するために、法科大学院を卒業する必要があるというのは、とん
		でもない就業への参入制限であって、憲法違反であることは明らかです。司法試験
		に合格する能力があれば、法科大学院を卒業している必要がないことは、旧試を存
		続させてきたことや、予備試験を設けていることからも明らかです。
		受験資格制限のため、裕福でない家庭の方は法曹になる夢を絶たれることとなり
		ます。これが憲法違反であることは、明々白々です。
		4 三振制度は即時に廃止すべし
		三振制度はどうして設けられたのでしょうか。三回で辞めさせるというのであれ
		ば、旧試や予備試験にも回数制限を設けなければ、筋がとおりません。三振制度を
		設けたのは、受験数を制限することにより、合格率を高くして、生徒の回転率を高
		めて、より多くの法科大学院を存続させようという制度側の都合にしか見えませ
		λ_\circ
		そのような制度側の都合による受験資格制限は、即時に廃止すべきです。
		5 失敗の本質を探るべし
		法科大学院制度が、ここまで明らかな破綻に直面したのは、制度を始めた段階か
		ら分かっていたことです。
		それは、法科大学院制度を存続させるために不可欠な需要が全く存在しないこと
		です。「需要がなければ掘り起こすべきである。」という暴論で制度を始めたのであ
		れば、それは愚の骨頂でしょう。
		日本の弁護士人口はあるべき数から見て極端に少ないという議論が、制度発足時
		に満ちていました。しかし、現在では、米英仏独と日本の弁護士数を比較する対象
		が、日本でいう税理士、司法書士、社会保険労務士、行政書士などの隣接業種を含
		めた数であったことが判明しています。つまり、議論それ自体が虚偽のデータに基
		づいてなされたことが、現在では判明しています。この虚偽データにより、「米英
		仏独に比べて、日本の弁護士は極端に少ない。」という虚偽事実が導かれ、これに
		より「急激に弁護士数を増やすには、ロースクールが必要である。」という虚構が
		作られていきました。
		企業は弁護士の大幅な増員を求めているなどという総意があるかのように、言わ
		れてきましたが、現在ではこれが全くの虚構であったことが判明しています。
		これらの虚構を作り出した者は誰であるのか、つまり、この虚構により利益を受
		ける者は誰であるのか。それは新たに巨大な管轄領域を獲得した文部省(現在の文

受付年月日	No.	ご意見
		科省)と大学に他ならない。文科省と大学との癒着の構造のなかで法科大学院制度
		という虚像が生み出されてきたという失敗の本質を直視するべきです。
		従って、全ての法科大学院やその認証機関のみならず、全ての大学に対する天下
		りの実態を完全かつ徹底的に調査する必要があります。その上で、全ての天下りを
		教育現場から徹底的に排除するべきです。
2011. 1. 16	42	現役法科大学院生として、意見させていただきたいと思います。
		法科大学院制度の問題点として、いわゆる司法試験予備校を一方的に悪と決め付
		け、予備校教育を全て否定している点があげられます。
		確かに、予備校の出す論証パターンを受験生が丸暗記し、試験においてそれを吐き
		出し、結果として一言一句同じような金太郎飴答案が続出したという弊害はありまし
		た。
		しかし、この弊害は予備校だけの責任ではなく、出題者側、つまり学者主導の旧司
		法試験の試験委員にも責任があります。旧司法試験の時代、試験委員に就任した学者
		の書いた教科書が飛ぶように売れ、受験生はその教科書からヤマを張っていました。
		論証パターン丸暗記の金太郎飴答案がまかり通ったのは、試験委員である学者が自分
		の専門分野から出題し、旧司法試験が実務家登用試験ではなく、学者による学者のた
		めの試験となっていたこと原因です。そのために、受験生は学者が興味がある論点と
		呼ばれるところについて、予め論証を用意していくことが求められました。それは旧
		司法試験の論文試験が、「~について論ぜよ」という一行問題や、事例問題の形式を
		しても実質は解釈論を問う問題ばかりだったからです。
		しかし、新司法試験の論文試験においては、試験委員に実務家が多く入り、長文の
		実務的な事例問題が中心になり、問われる能力も論証吐き出しではなく、事実認定や
		評価の比率が大きくなりました。そのため、金太郎飴答案は生まれようがありません。
		したがって、金太郎飴答案を撲滅するためであれば、試験委員を実務家主導にして、
		問題を新司法試験のようにすれば足りたのであり、ロースクールを作る必要はなかっ
		たと思います。
		もっとも、新司法試験の論文問題においても、予備校敵視観のもとに、予備校が予
		想できない=誰も解けないような奇をてらった問題や、基本ではなく思考の瞬発力を
		試す問題が出題されています。このような問題は、やはり学者の試験委員が自らの興
		味本位で出題しており、「誰も解けない問題を出してやった」と自慢する学者の試験
		委員もいると聞きます。
		法科大学院生の立場からは、法科大学院でちゃんと勉強していれば、司法試験も合
		格できるようにしていただきたいです。
		現状の予備校敵視政策の下、法科大学院は試験対策はタブーとされ、それを隠れ蓑
		に、一部の学者は、「理論教育」と称して実務に全く役に立たないような独自説の布
		教活動をロースクールにおいて展開しています。
		また、日本の法曹の実務においては書面の起案能力が重要であり、司法研修所でも
		起案は多く行われていました。こうした起案能力の基礎となるのは、事例問題に対す
		る答案を書く能力にもかかわらず、法科大学院においてはそれは予備校における答案

受付年月日 | No. | ご 意 見

練習会であるとして、答案を書き、それを添削してもらうという機会は極めて少ないです。そのため、法曹の能力の中核となる起案能力が、法科大学院教育においては軽視されており、結局予備校の答案練習会に頼らざるを得ません。

そもそも予備校教育が悪という前提が誤りです。私は法科大学院に既修者として入学するために予備校を利用しましたが、予備校の教育の方が学部または法科大学院の学者の授業よりもわかりやすく、また答案練習会で何通も答案を書き、添削してもらうことで、法律文書の作成能力を養いました。それに引き換え、ロースクールの一部の学者の教員は、そもそも教える気があるのか疑わしい者も散見され、答案の書き方を聞いても「わかっていれば書けるはずだ」と繰り返すだけです。

法科大学院導入の際、予備校教育の何が問題なのか、学者の教育ならよいのか、という点について、大して検討されないまま導入された経緯があります。この点については、「第151回国会法務委員会第20号平成13年6月20日」の議事録(http://www.shugiin.go.jp/itdb_kaigiroku.nsf/html/kaigiroku/000415120010620020.htm)における、民主党の枝野幸男議員(現・官房長官)と司法制度改革審議会の佐藤幸治会長の質疑からもわかることです。つまるところ、法科大学院制度は、予備校に教育の面で敗北し、学生をとられているのにその事実を直視せずに、無理やり学生を大学の教室に連れ戻したものであり、それによって学者の就職先を増やし、文部科学省のポストを増やすことが目的だったと言わざるを得ません。何の根拠もない3000人という数字や、それに伴う過剰な法曹増員による就職難は、大学院重点化政策によるポスドク問題と全く構造が同じです。文部科学省は、学者の就職先確保のために無駄に大量の法科大学院を認可し、過剰な法科大学院の定員のために新司法試験の合格率が低下しているのに、学生の質の低下のせいにしています。全くの責任転嫁であり、そのような報道をなされるのは心外です。

法務省は合格率を下げたままで、文部科学省は小手先の定員削減を迫るだけで、予備校敵視、試験対策タブーを変えていません。これは法曹養成が複数の官庁にまたがっていることによる縦割り行政の弊害であり、法科大学院制度の失敗の責任の所在が不明確です。法曹養成は、司法試験を通っておらず、実務のことを知らない学者に任せるべきではなく、実務家を育てるのは実務家であるべきです。そこで、法曹養成のプロセスを徹頭徹尾実務家主導にすべきです。そのためにも、文部科学省から法科大学院制度の権限を剥奪し、法科大学院を法務省または司法研修所を所管する最高裁判所所管の大学校とすべきであると考えます。またそれに伴い、法科大学院の数も70以上ある現状から、20校程度に絞り込み、1学年あたりの総定員も2000人にすべきです。そうすれば、合格者は1500程度でも合格率は75%となります。

長くなりましたので、私の意見をまとめます。

- 1、法曹養成プロセスを、教育も司法試験も全て実務家主導にすべきであり、そのために学者と文部科学省からは主導権を剥奪すべきである。
- 2、予備校教育が悪なのかちゃんと検証すべきである。その際には、ロースクールに おける学者の教育についても検証すべきである。ロースクールは専門職大学院であ り、学問の自由は妥当しない。

受付年月日	No.	ご意見
		3、法科大学院の数も70以上ある現状から、20校程度に絞り込み、1学年あたりの総定員も2000人にすべき。そうすれば、合格者は1500程度でも合格率は75%となる。 4、法科大学院でちゃんと勉強していれば司法試験も合格できるように、プロセスを一貫させてほしい。そのために、法科大学院で使う教材も統一させてほしい。司法試験は実務家登用試験であるから、法科大学院における教育は、試験対策であり、かつ実務家となるために必要な教育であるべきである。両者を一致させるようにすべきである。
		最後に、総務省の報告書は中立的立場からきちんとした検証がなされていました。 さらに検証を重ね、中立的な立場から法曹養成制度を改善するイニシアチブを期待し たいと思います。ロースクール生にとっては、合格率の低下や就職難、修習生の給費 制の問題など、心穏やかでない話題ばかりであり、日々の勉強の過酷さとあいまって、 疲弊しています。法曹養成制度を安定させ、静かに勉強させてほしい、それが私の唯 一の願いです。
2011. 1. 17	43	(1) 個人にとっての現行法曹養成制度 リスクに見合ったリターンが得られる可能性が低い以上、志望者が減るのは当然。 ・ 法科大学院のリスク 高額な授業料、2~3年間時間的に拘束され、勤務できず、収入を得ることができない。その上、司法試験に合格できない場合、就職にも不利 ・ リターン

受付年月日	No.	ご意見
		・損失
		合格しない人に対し、国費を費やすのは無駄。司法試験合格者に投資した方が
		効率的。その意味で、司法研修所を充実させるべき。
		そもそも、数年勉強しても合格が見込めない者も入学していると聞く、このよ
		うな者に対して、国費を投じるのは無駄である。
		・ 利用されない法曹の創出
		就職難のように、現在の日本には法曹に対する需要は多くない。需要のない法
		曹を作り出すのは、利用されない道路を造るようなもので、無駄である。むしろ、
		弁護士は霞を食べて生きていけない以上、金銭目的で依頼者の言われるままに活
		動する弁護士も出て、社会にとっては有害。
		(3) 今後
		急激に法曹需要が増加することはない。長年、法曹が少なかったため、日本では、
		法曹がなくても、機能する社会になっている。徐々に国民が法曹を利用する社会を作
		っていくことで、法曹に対する需要も増加していく。法曹の少ない社会を長年続けて
		おきながら、突如、法曹を大量に創出したから、国民に使え、と言うのは、国民を馬
		鹿にし過ぎであろう。
		なお、私は、所謂ゼロワン地域で弁護士業をしてきたが、ゼロワン地域だからと言
		って法曹の需要があるわけではなかった。むしろ、長年法曹がいない社会だったので、
		法曹がいなくても社会が機能していた。そのような状況で地道に活動して、任期終了
		に近づくにしたがって、相談件数も増加していった。
		また、私の経験からすると、マスコミは、弁護士過疎地区では、弁護士が足りない
		としきりに言うが、債務整理が多く多忙であること、弁護士過疎地区で活動している
		のは経験年数が少ない弁護士で対応能力がまだ低いために多忙になっている傾向が
		あることから、過払バブルが弾けると、弁護士の需要はマスコミが指摘するほどない
		と考えられる。
		また、行政が積極的に弁護士につなげる活動をしている地区とそのような活動をし
		ていない地区があり、弁護士過疎地区だからと言って、すべての地区が弁護士に対す
		る需要が顕在化しているわけではない。この点からも、マスコミがいうほど弁護士に
		対する需要はないといえる。
		以上を踏まえ、潜在的な法曹需要はあるだろうが、それが顕在化するには時間を要
		する。長期的に法曹需要を増やし、増加した需要に対応できるよう法曹人口も増加さ
		せていく政策を検討すべきである。
		そして、法曹の養成制度として、現行の法科大学院制度を維持するのか、旧司法試
		験のように戻すのかは、理想論ではなく、現実を踏まえて検討すべきである。
2011. 1. 17	44	第1 意見の趣旨
		1 法科大学院制度は廃止すべきである。
		2 仮に法科大学院を存続させるとしても, 法科大学院卒業を司法試験受験資格と

受付年月日	No.	ご 意 見
		すべきでない。
		第2 意見の理由
		1 法科大学院構想の目的は,A)法曹の給源の多様化と,B)「点による選抜か
		らプロセスによる選抜」であった。
		2 しかし、大学卒業後2ないし3年の法科大学院在席は、多額のコストを意味し、
		経済的余裕のある者でなければ、事実上相当困難である。これでは法曹の給源の
		多様化と矛盾する。
		なお、法曹人口の急増により、弁護士としての就職は困難となり、他方で、弁
		護士としての収入は減少している。多くの新人法曹が多額の債務を抱えながら,
		弁護士となってもその返済もおぼつかないということになるのであれば、そのよ
		うなリスクを負ってまで法曹になろうとする者はさらに減少する。
		法科大学院の存続を図るために司法試験合格者数を維持・拡大しようというな
		ら, いよいよ給源の多様化と矛盾する。
		3 点による選抜は、プロセスによる選抜より、経済的差別が少なかった。また、
		点による選抜は予備校に頼りがちであるからプロセスによる選抜にすべきだと
		の議論があったが、法科大学院入学のための予備校及び司法試験のための予備校
		の隆盛を見れば、このような議論が誤りであったことは明らかである。
		法科大学院卒業の法曹の方がそうでない法曹よりも法曹として優れており国
		民の利益になるというのであれば、法科大学院での「プロセスによる選抜」の利
		点もあろう。しかし、点により選抜された法曹より法科大学院出身者の方が優れ
		ているという実証も論証もなされていない。現実を見れば,それは逆である可能
		性が大である。
		何よりも、三権分立制の下で、政治部門と対立することが予定されている司法
		の分野の人材(特に弁護士)を文部科学省管轄の法科大学院で系統的に長期間育
		てるというコンセプト自体が誤りである。そもそも、司法試験受験者の多くは大
		学卒業までの16年間もの間プロセスによる教育を受けているのである。
		4 従って、法科大学院制度は廃止すべきである。
		仮に、法科大学院を存続させるとしても、良い法曹となるために法科大学院に
		おける教育が有効であると考える者が高額のコストをかけて法科大学院で学ん
		だ後に司法試験を受験すればよいだけであって、法科大学院卒業を司法試験受験
		の資格とする必要はない。